**返納証明書について**

1. 元々日本で自己名義にて登録していたものを返納、ドイツへ帰国。現在日本へ戻り、再度登録したいので何か月も返納書を探しましたが見つからない。
2. 念のために運送業者に確認した。(無し)
3. 車両は6月２８日に通関済み
4. 警察署に紛失届を提出する。
5. １週間から１０日後、陸運局に登録申請をする。

**返納証明書について**

1. 元々日本で自己名義にて登録していたものを返納、ドイツへ帰国。現在日本へ戻り、再度登録したいので何か月も返納書を探しましたが見つからない。
2. 念のために運送業者に確認した。(無し)
3. 車両は6月２８日に通関済み
4. 警察署に紛失届を提出する。
5. １週間から１０日後、陸運局に登録申請をする。